

宅建業法② 「免許」



1. どんな時が知事免許？どんな時が大臣免許？
2. 免許の基準は5年免許NGはどんな時がに注意が必要
3. 免許の有効期間と更新は？
4. 免許換えってなんだ？
5. 廃業等の届出は、「いつ」「誰が」届け出る？
免許の失効時期は？

1. 1の都道府県内のみに事務所(数不問)があれば知事免許
2以上の都道府県に事務所があれば国交大臣免許 免許の原則
2. 5年間NGは、悪質な業法違反、暴力関係で罰金以上、業法・暴力関係以外の法律違反で禁錮刑以上をしっかりと覚える
3. 有効期間は5年。有効期間満了日の90日前から30日前までに更新手続きが必要
4. 事務所の設置場所が変わって、免許の原則と合わなくなったら免許換え
5. 基本はその事由が発生してから30日以内に届出必要(死亡のときだけ知った時から30日以内)。失効時点は、死亡は死亡のとき、合併は合併のとき、それ以外は届出したとき